

岩手県告示第185号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、木造建築士試験を次のとおり行う。

平成29年3月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時

- (1) 学科の試験 平成29年7月23日(日)午前10時から午後5時10分まで
- (2) 設計製図の試験 平成29年10月8日(日)午前11時から午後4時まで

2 試験地及び試験場

- (1) 試験地 盛岡市
- (2) 試験場 国立大学法人岩手大学 盛岡市上田三丁目18番8号

3 受験手続 次のいずれかにより受験の申込みを行うこと。

(1) 受付場所における受験の申込み

過去に木造建築士試験を受験したことがない者は、必ず受付場所における受験の申込みを行うこと。

ア 受付場所並びに受付の期間及び時間

受付場所	受付期間	受付時間
盛岡市上ノ橋町1番50号 岩織ビル2階 会議室	平成29年4月20日(木)から同月24日(月)まで	午前10時から午後5時まで
釜石市新町6番50号 釜石地区合同庁舎 会議室	平成29年4月20日(木)及び同月21日(金)	午前10時から午後5時まで

イ 受付申込方法 受験申込書をアの場所に直接持参すること。

(2) 郵送による受験の申込み

郵送による受験の申込みは、過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者で、平成28年以前の木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を受験申込書に貼付けできる者に限り、行うことができるものとする。

ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者についても、郵送による受験の申込みができるものとする。

ア 受付期間 平成29年4月3日(月)から同月17日(月)までとし、平成29年4月17日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受験申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センター（郵便番号102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル）に、必ず簡易書留で郵送すること。

(3) インターネットによる受験の申込み

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において必要な事項を入力すること。

なお、インターネットによる受験の申込みは、平成16年以降に木造建築士試験の受験の申込みをした者で、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り、行うことができるものとする。

ア 受付期間 平成29年4月10日(月)から同月17日(月)まで

イ 受付時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

4 その他 詳細については、公益財団法人建築技術教育普及センター（郵便番号102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 電話番号03-6261-3310）に問い合わせること。